

京 都 大 学 に お け る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)における個人情報の取扱いその他個人情報の保護に関し必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)における個人情報の取扱い及び<u>国立大学法人京都大学非識別加工情報(国立大学法人京都大学非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)</u>の提供に関する事項その他個人情報の保護に関し必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>(1) <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)</u>をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>(2) <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>2 <u>この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号。以下「令」という。)第1条に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p>(2) <u>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、そ</u></p>

改正前	改正後
<p>2 この規程において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員（派遣労働者を含む。以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の職員等が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。</p> <p>3 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>4 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>	<p><u>の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p> <p>3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして令第2条に定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4 この規程において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員（派遣労働者を含む。以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の職員等が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 }</p> <p>7 この規程において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあつては他の情報（当該個人に関する情報の全部</p>

改正前	改正後
	<p>又は一部を含む個人情報その他の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（以下「委員会規則」という。）第2条に定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第46条の7第2項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。</p> <p>(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>8 この規程において「国立大学法人京都大学非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。</p> <p>(1) 法第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。</p> <p>(2) 本学に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、次のいずれかを行うこととなるものであること。</p> <p>イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</p> <p>ロ 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 職員等は、本人から直接書面(電子的方式、磁气的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第30条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表に掲げる法人をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年</p>	<p>(3) 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第46条の7第2項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。</p> <p>9 この規程において「国立大学法人京都大学非識別加工情報ファイル」とは、国立大学法人京都大学非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特定の国立大学法人京都大学非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、これに含まれる国立大学法人京都大学非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の国立大学法人京都大学非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの</p> <p>10 この規程において「国立大学法人京都大学非識別加工情報取扱事業者」とは、国立大学法人京都大学非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 国の機関</p> <p>(2) 独立行政法人等</p> <p>(3) 地方公共団体</p> <p>(4) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 職員等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) } (2) } (同 左)</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表に掲げる法人をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行</p>

改正前	改正後
<p><u>法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第13条第2項第3号において同じ。)</u>が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 (中略) (正確性の確保)</p> <p>第10条 保有個人情報を取り扱う職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>2～3 (略) (中略)</p> <p>第4章 個人情報ファイル簿 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第18条 保護管理者は、当該部局において個人情報ファイル(法第11条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、別記様式1に必要な事項を記載し、総括保護管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに法第11条第1項各号の事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、本学の閲覧所(第20条に定める開示窓口をいう。)に備えて置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する。</p> <p>3 (略) (中略) (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第46条 (略)</p>	<p>に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(正確性の確保)</p> <p>第10条 保有個人情報を取り扱う職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報<u>(国立大学法人京都大学非識別加工情報(国立大学法人京都大学非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。))及び削除情報(第46条の2第3項に規定する削除情報をいう。))</u>に該当するものを除く。次条第1項、第13条及び第20条第1項において同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>2～3 (同左)</p> <p>第4章 個人情報ファイル簿 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第18条 (同左)</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに法第11条第1項各号及び<u>法第44条の3各号</u>の事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、本学の閲覧所(第20条に定める開示窓口をいう。)に備えて置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第46条 (同左)</p> <p><u>第5章の2 国立大学法人京都大学非識別加工情報の提供</u> (国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成及び提供等)</p> <p><u>第46条の2</u> 本学は、<u>国立大学法人京都大学非識別加工情報(国立大学法人京都大学非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。))</u>を作成し、及び提供することがで</p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>きる。</u></p> <p><u>2 職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために国立大学法人京都大学非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p><u>3 前項の「削除情報」とは、国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。</u></p> <p><u>（提案の募集）</u></p> <p><u>第46条の3 総括保護管理者は、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以内の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に法第44条の3第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条の提案を募集するものとする。</u></p> <p><u>（国立大学法人京都大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）</u></p> <p><u>第46条の4 前条の規定による募集に応じて国立大学法人京都大学非識別加工情報取扱事業者になるための提案を行おうとする者は、所定の提案書その他必要な書面を開示窓口に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（提案の審査等）</u></p> <p><u>第46条の5 総括保護管理者は、前条の提案があったときは、当該提案が法第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する。</u></p> <p><u>2 総括保護管理者は、前項の規定により審査した結果、前条の提案が法第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>（1）法第44条の9の規定により本学との間であつて、国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨</u></p> <p><u>（2）納付すべき手数料の額</u></p> <p><u>（3）手数料の納付方法</u></p> <p><u>（4）手数料の納付期限</u></p> <p><u>（5）国立大学法人京都大学非識別加工情報の提供の方法</u></p> <p><u>3 総括保護管理者は、第1項の規定により審査し</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>た結果、前条の提案が法第44条の7第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</u></p> <p><u>第46条の6 法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により、個人情報ファイル簿に法第44条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第46条の4の提案に係る審査をするに当たって第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、総括保護管理者は、事前に所定の様式により、当該第三者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の意見書の提出の機会を与えられた第三者が第46条の4の提案に係る国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。</u></p> <p><u>(国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成等)</u></p> <p><u>第46条の7 総括保護管理者は、本学が第46条の4の提案をした者と国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結したときは、当該提案に係る個人情報ファイルを保有する部局の保護管理者に、国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成を指示するものとする。</u></p> <p><u>2 保護管理者は、国立大学法人京都大学非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして委員会規則第10条に定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。</u></p> <p><u>(国立大学法人京都大学非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)</u></p> <p><u>第46条の8 保護管理者は、当該部局において国立大学法人京都大学非識別加工情報を作成したときは、当該国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、直ちに別記様式2に当該国立大学法人京都大学非識別加工情報の概要を記載し、総括保護管理者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに当該国立大学法人京都大学非識別加</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>国立大学法人京都大学非識別加工情報の本人の数及び国立大学法人京都大学非識別加工情報に含まれる情報の項目</u></p> <p>(2) <u>次条の提案を受ける組織の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>次条の提案をすることができる期間</u>  <u>(作成された国立大学法人京都大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)</u></p> <p><u>第46条の9 第46条の4及び第46条の5の規定は、前条第2項の規定により個人情報ファイル簿に同項第1号に掲げる事項が記載された国立大学法人京都大学非識別加工情報をその事業の用に供する国立大学法人京都大学非識別加工情報取扱事業者になろうとする者が行う提案について準用する。当該国立大学法人京都大学非識別加工情報について法第44条の9の規定により本学と国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該国立大学法人京都大学非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。</u>  <u>(手数料)</u></p> <p><u>第46条の10 法第44条の9(法第44条の12第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により本学と国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本学の定めるところにより、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手料を納めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える第三者一人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)</u></p> <p>(2) <u>国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</u></p> <p>(3) <u>国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)</u></p> <p><u>2 前条の規定により本学と国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本学の定めるところにより、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手料を納めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる者以外の者 法第44条の9の規定により本学と当該国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければな</u></p>



改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>別記様式1 } 別記様式2 } (略)</p>	<p><u>らない手数料の額と同一の額</u></p> <p><u>(2) 法第44条の9(法第44条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学と当該国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円</u> <u>(国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約の解除)</u></p> <p><u>第46条の11 総長は、法第44条の9の規定により本学と国立大学法人京都大学非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。</u></p> <p><u>(2) 法第44条の6各号(法第44条の12第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p><u>(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。</u> <u>(安全確保の措置)</u></p> <p><u>第46条の12 保護管理者は、当該部局における国立大学法人京都大学非識別加工情報、国立大学法人京都大学非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第46条の7第2項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「国立大学法人京都大学非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要な措置を講じるものとする。</u> <u>(従事者の義務)</u></p> <p><u>第46条の13 非識別加工情報等の取扱いに従事する職員等又はこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た国立大学法人京都大学非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成29年5月30日から施行する。</p> <p>別記様式1 } 別記様式2 } (別 添)</p>

平成 年 月 日

総括保護管理者 殿

役職・氏名

この度、下記の個人情報ファイルを保有するに至りましたので、届出いたします。

記

個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルに記録される個人情報の本人の数	人
個人情報ファイルを取り扱う事務組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲	
個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
個人情報ファイルに記録される個人情報の経常的提供先	
個人情報の訂正又は利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續が定められている場合の当該法令の名称等	

別記様式 1 (第 18 条第 1 項関係)

<p>個人情報ファイルの種別</p>	<p><input type="checkbox"/> 法第 2 条第 6 項第 1 号 (電算処理ファイル)              └ 令第 7 条第 3 号規定ファイルの有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 2 条第 6 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)</p>
<p>非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当</p>
<p>個人情報ファイルが法第 2 条第 9 項第 2 号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>
<p>非識別加工情報の概要</p>	
<p>備 考</p>	

総括保護管理者 殿

役職・氏名

下記の個人情報ファイルの変更等について、届出いたします。

記

変更等のあった個人情報ファイルの名称

## □ 1 記載内容の変更

□ 個人情報ファイルの名称	
□ 個人情報ファイルを取り扱う事務組織の名称	
□ 個人情報ファイルの利用目的	
□ 個人情報ファイルの記録項目	
□ 個人情報ファイルに記録される個人の範囲	
□ 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法	
□ 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□ 含む                      □ 含まない
□ 個人情報ファイルに記録される個人情報の経常的提供先	
□ 個人情報の訂正又は利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續が定められている場合の当該法令の名称等	

別記様式2（第19条第1項関係）

<input type="checkbox"/> 個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号（電算処理ファイル） └─ 令第7条第3号規定ファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号（マニュアル処理ファイル）
<input type="checkbox"/> 非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 非識別加工情報の概要	
備 考	

2 保有個人情報ファイルの保有をやめた

3 法第11条第2項第7号に該当するに至った（記載される本人の数が千人を下回った）

※該当のにチェックし、「1 記載内容の変更」の場合は変更等の内容も記入すること。